

## WTO協定について

WTO協定は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（通称：WTO設立協定）」及びその附屬書に含まれている協定の集合体を指す。

### 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（通称：WTO設立協定）

#### 附屬書 1

- ( 1 ) 附屬書 1 A : 物品の貿易に関する多角的協定
  - ( A ) 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定（通称：1994 年のガット）
  - ( B ) 農業に関する協定
  - ( C ) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定（通称：SPS 協定）
  - ( D ) 繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定（通称：繊維協定）
  - ( E ) 貿易の技術的障害に関する協定（通称：スタンダード協定）
  - ( F ) 貿易に関連する投資措置に関する協定（通称：TRIM 協定）
  - ( G ) 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（通称：アンチダンピング協定）
  - ( H ) 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 7 条の実施に関する協定（通称：関税評価協定）
  - ( I ) 船積み前検査に関する協定
  - ( J ) 原産地規則に関する協定
  - ( K ) 輸入許可手続に関する協定
  - ( L ) 補助金及び相殺措置に関する協定（通称：補助金協定）
  - ( M ) セーフガードに関する協定
- ( 2 ) 附屬書 1 B : サービスの貿易に関する一般協定（通称：GATS）
- ( 3 ) 附屬書 1 C : 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（通称：TRIPs 協定）

附屬書 2 : 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（通称：紛争解決了解）

附屬書 3 : 貿易政策審査制度

附屬書 4 : 複数国間貿易協定

- ( A ) 民間航空機貿易に関する協定
- ( B ) 政府調達に関する協定
- ( C ) 國際酪農品協定（平成 9 年末に終了）
- ( D ) 國際牛肉協定（平成 9 年末に終了）

附屬書 1 ~ 3 は、一括受諾の対象。附屬書 4 は、受諾国との間でのみ効力を有する。